

令和5年度不法投棄防止強化月間について

1 目的

廃棄物の不法投棄等の根絶を図るため、毎年11月を「不法投棄防止強化月間」と定め、当該期間内に産業廃棄物等の不法投棄防止に対する県民への啓発を図るとともに、関係部局・機関との連携のもと集中的な監視パトロールを実施し、不法投棄の早期発見、早期対応及び廃棄物の適正処理の指導に努める。

2 実施期間

令和5年11月1日（水）～30日（木）

3 実施主体

鹿児島県，鹿児島県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会（構成メンバー：鹿児島県，第十管区海上保安本部，鹿児島県警察本部，鹿児島市，（一社）鹿児島県産業資源循環協会）

4 実施協力機関

- ・ 市町村
- ・ （一社）鹿児島県建設業協会
- ・ （公社）鹿児島県トラック協会
- ・ （一社）鹿児島県解体工事業協会
- ・ 鹿児島県森林組合連合会
- ・ 鹿児島県漁業協同組合連合会
- ・ （公財）鹿児島県環境保全協会
- ・ 鹿児島県管工事業協同組合連合会

5 不法投棄防止強化月間中の活動内容等

(1) 合同パトロール出発式の実施

11月1日（水）に第十管区海上保安本部，鹿児島県警察本部，鹿児島市等関係団体と連携し，鹿児島港本港区北埠頭において合同出発式を行い，その後一斉パトロールを実施する。

<合同出発式の内容>

- ・ 挨拶（環境林務部次長，産業資源循環協会会長）
- ・ 一日産廃Gメンの任命

<出発式当日のパトロールの内容>

- ・ 海保巡視艇での沿岸パトロールの実施
- ・ 鹿児島県，鹿児島県警察本部及び鹿児島市による不法投棄パトロールの実施

(2) 月間中における合同パトロールの実施及び通常立入の強化

- ア 地域振興局等，地元警察及び地元市町村による管内合同パトロール
- イ 産業資源循環協会各支部と各地域振興局等による合同パトロール
- ウ 鹿児島県警察ヘリによる合同パトロール

(3) 普及啓発活動

- ア ラジオスポット，ポスター等による強化月間の周知
- イ 広報媒体（ラジオ，ポスター，市町村広報等）の活用
- ウ 各地域振興局等の公用車による広報
- エ 各地域振興局等における不法処理防止連絡会議の開催